

長井市空き家バンク実施規程を次のように定める。

令和8年4月1日

長井市長 内谷 重治

長井市空き家バンク実施規程

（目的及び趣旨）

第1条 この規程は、空き家及び空き地（以下「空家等」という。）の有効活用を通じ、定住の促進及び地域の活性化を図るため、空家等の売買及び賃貸借に関する情報提供を行う、長井市空き家バンクの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 空家等 次のアからカまでのいずれにも該当する建築物及びこれに附属する工作物並びにその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

ア 市内に存在する現に使用されていない（近く使用しなくなるものを含む。）居住用又は事業用の建築物

イ 賃貸、分譲等を目的とした建築物でないもの

ウ 安全性に問題がない建築物

エ 登記がなされている建築物

オ 建築物の状態、周囲の環境等により、当該建築物を利用することについて、第4号に規定する者に不利益を及ぼすおそれがないもの

カ 建築物に係る所有権を有する者と当該建築物が所在する土地に係る所有権を有する者が異なる場合は、建築物に係る所有権を有する者が空き家バンクに当該建築物を登録することについて、当該土地に係る所有権を有する者から同意を得ている建築物であるもの

（2） 空き地 市内に存在する土地であって、現に使用されていない（近く使用しなくなるものを含む。）ものをいう。

（3） 所有者等 空家等に係る所有権により当該空家等の売却、賃貸等を行う権利を有する者をいう。

（4） 利用希望者 購入又は賃借により、当該空家等に居住又は使用を希望する者をいう。

（5） 空き家バンク 所有者等が売却又は賃貸を行う意思（売却及び賃貸の双方の意思による場合を含む。）のある空家等を、利用希望者に、当市が情報を提供する仕組みをいう。

（6） 協力事業者 公益社団法人山形県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協

会山形県本部（以下これらを「協会等」という。）の会員のうち、空き家バンクにおける空家等の媒介を行う者として協会等から空き家バンクに協力する旨の通知のあった宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて同法第2条第2号に規定する宅地建物取引業を営む者をいう。

（適用上の注意）

第3条 この規程は、空き家バンクに登録された空家等（以下「登録物件」という。）について、空き家バンク以外による取引を妨げるものではない。

（協定の締結）

第4条 市長は、空き家バンクを円滑に運営するため、協会等と次に掲げる事項について協定を締結するものとする。

- （1） 協力事業者の募集
- （2） 協力事業者による空家等の売買又は賃貸借に係る契約交渉の仲介
- （3） その他空き家バンクの実施に関し必要な事項

（登録の申込等）

第5条 空き家バンクにその所有する空家等を登録しようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、長井市空き家バンク登録同意書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- （1） 空き家情報カード（別記様式第2号）
- （2） 申込者の顔写真付き身分証明書の写し
- （3） 空家等に係る登記事項全部証明書又はその写し
- （4） 空家等が所在する土地の公図又はその写し
- （5） 協力事業者と締結した空家等の媒介に関する契約書の写し
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第3号から第6号までに掲げる書類の内容について、協力事業者が既に認識している場合には、当該書類の提出を省略することができる。

3 申込者は、現に不動産業者に斡旋依頼している物件については登録することができない。

4 申込者は、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。

- （1） 税等の滞納がある者
- （2） 長井市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定する者
- （3） 前号に規定する者と密接な関係を有する者

5 市長は、第1項の同意書の提出があったときは、協力事業者と連携する等、その内容を審査の上、適当であると認められたものについて、空き家バンクに当該空家等の情報を登録し、当該申込者及び当該協力事業者に通知するものとする。

（登録事項の変更）

第6条 前条第5項の規定による空き家バンクの登録をした申込者（以下「物件登録者」という。）

は、空き家バンクに登録された事項（以下「物件登録事項」という。）に変更があるときは、長井市空き家バンク登録（変更・削除）依頼書（別記様式第3号）及び空き家情報カード（別記様式第2号）に、当該空家等の物件登録事項を変更する内容を記載し、市長に提出するものとする。

（登録事項の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、物件登録事項を取り消し、空き家バンクから削除する。

- （1） 当該空家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- （2） 空き家バンクに登録された日が属する年度の翌年度の4月1日から2年を経過したとき。
ただし、物件登録者から申出があった場合は、掲載期間を2年間延長できるものとする。
- （3） 物件登録者から長井市空き家バンク登録（変更・削除）依頼書（別記様式第3号）の提出により、削除の依頼があったとき。
- （4） 物件登録者及び所有者、代理人と適切に連絡が取れなくなったとき。
- （5） 物件登録者が第5条第4項各号に掲げる者となったとき。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、空き家バンクから削除することが適当であると認めるとき。

（物件登録事項の提供）

第8条 市長は、物件登録事項のうち、次に掲げる事項を当市の空き家バンクサイトへの掲載その他の方法により公開するものとする。

- （1） 登録番号
- （2） 売却又は賃貸の区分
- （3） 所在地（字まで）
- （4） 写真
- （5） 希望価格
- （6） 概要（築年、構造、間取り、面積等）
- （7） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（空き家バンク利用希望者の申込み）

第9条 利用希望者は、空き家バンク利用希望者登録申込書（別記様式第4号）（以下「申込書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、第5条に規定する物件登録事項において、物件登録者が、利用希望者が情報提供を求める空家等の住所情報提供の可否を常に可としている場合には、この限りではない。

- （1） 誓約書（別記様式第5号）
- （2） 利用希望者の顔写真付き身分証明書の写し

2 利用希望者は次の要件の全てを満たすものとする。ただし、市長が空き家バンクの利用を適当と認めたものについては、この限りではない。

- （1） 第5条第4項各号のいずれにも該当しない者

- (2) 空家等に居住し、又は使用し、長井市の生活文化の理解に努める者
- (3) 登録物件、その他空き家バンクに関する情報を不正に利用するおそれのある者

3 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を確認し、登録することが適当であると認めたときは、当該申込書の内容を空き家バンクに登録するものとする。

(交渉結果報告の提出)

第10条 協力事業者は、媒介契約をした登録物件の売買、賃貸等について利用希望者と交渉を行い、交渉が成立した場合は、その結果について、長井市空き家バンク交渉結果報告書（別記様式第6号）により遅滞なく市長に報告しなければならない。

2 市長は、登録物件の売買、賃貸借等に関する交渉及び契約の締結については、直接関与しないものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 物件登録者、利用希望者及び協力事業者は、空き家バンクから知り得た個人情報を取り扱うに当たり、長井市個人情報保護法施行条例（令和5年条例第1号）の規定の趣旨に基づき、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。
- (2) 無断で個人情報を複写し、又は複製しないこと。
- (3) 個人情報を損傷し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。
- (5) 個人情報の漏えい、損傷、滅失等の事故が発生したときは、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、空き家バンクの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、告示の日から施行する。

(長井市空き家バンク実施要綱の廃止)

2 長井市空き家バンク実施要綱（平成29年告示第271号）は、廃止する。

長井市長 様

申込者 住 所
氏 名
電話番号

長井市空き家バンク登録同意書

長井市空き家バンク実施規程第5条第1項及び第6条の規定により、長井市空き家バンクの登録について、下記のとおり登録及び同意します。

記

1 登録する物件について

① 空家等の所在地	山形県長井市
② 目 的	☐ 売却のみ ☐ 賃貸のみ ☐ 売却及び賃貸
③ 添 付 書 類	☐ 空き家情報カード（別記様式第2号） ☐ 申込者の顔写真付き身分証明書 ☐ 空家等に係る登記事項全部証明書※ ☐ 空家等が所在する土地の公図の写し※ ☐ 協力事業者と締結した空家等の媒介に関する契約書の写し
④ 本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ その他
⑤ 住所情報提供可否	☐ 常に可 ☐ 登録者のみ ☐ 不可

※協力事業者にすでに提出している場合には省略可

2 同意内容について

- （1）上記の空家等の概要及び現況写真について、長井市空き家バンクサイト等に掲載し、公開すること。
- （2）長井市空き家バンク実施規程第5条第4項各号に該当しない者であること。
- （3）契約交渉に関する全ての事項については、物件登録者、利用希望者及び協力事業者が責任を持って行い、疑義、紛争等については当事者間で解決にあたること。
- （4）個人情報の取扱いについては、長井市空き家バンク実施規程第11条の規定を遵守すること。

以上

別記様式第2号（第5条関係）

空き家情報カード（新規・変更）

物件所在地		山形県長井市					
区分		☐ 売却 ☐ 賃貸 ☐ どちらでも					
希望価格		売却 _____ 円 賃貸 _____ 円（月額）					
所有者		住所	〒				
		氏名		電話番号			
申請者		住所	〒				
		氏名		所有者との関係			
		電話番号		連絡可能時間	午前・午後・いつでも		
		メールアドレス					
物件の概要	構造	☐ 木造 ☐ 軽量鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート ☐ その他					
	面積	土地	_____ m ² （ _____ 坪）		間取		
		建物	1階 _____ m ² 2階 _____ m ² _____ 階 _____ m ²				
	利用状況	☐ 入居中 （ _____ 年 _____ 月退去予定） ☐ 空き家（ _____ 年 _____ 月～）		設備の状況	電気	☐ 有 ☐ 無	
		水道	☐ 上水道 ☐ 井戸 ☐ 無				
	建築年	西暦 _____ 年 _____ 月			排水	☐ 下水 ☐ 汲取り ☐ 浄化槽【合併・単独】	
	リフォーム履歴	☐ 有【実施： _____ 年】 ☐ 無			調理器具	☐ 電気 ☐ プロパン ☐ その他（ _____ ）	
	補修の要否	☐ 不要（即居住可） ☐ 多少の補修が必要 ☐ 大規模改修が必要			風呂	☐ 電気 ☐ ガス ☐ 灯油 ☐ その他（ _____ ）	
	補修費用負担者※	☐ 所有者 ☐ 入居者			トイレ	☐ 水洗 ☐ 汲取り （洋式 ・ 和式）	
	登記	☐ 済み ☐ 相続手続中			ペット※	☐ 可（室内・屋外） ☐ 不可	
抵当権等	☐ 有 ☐ 無		駐車場		☐ 有（ _____ 台） ☐ 無 【車庫・カーポート・青空】		
農地	☐ 有 ☐ 無		附帯設備		☐ 有（ _____ ） ☐ 無		

※保証金（ _____ 円） 敷金（ _____ 月分） 礼金（ _____ 月分） ※賃貸の場合のみ

別記様式第3号（第6条関係）

年 月 日

長井市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

長井市空き家バンク登録（変更・削除）依頼書

長井市空き家バンク実施規程に基づき当該物件の（変更（規程第6条）・削除（規程第7条第3号））を依頼します。

1 登 録 番 号	
2 物 件 住 所	〒 ー
3 変 更 内 容 削 除 理 由	
4 特 記 事 項	

年 月 日

長井市長 様

申請者 氏名

空き家バンク利用希望者登録申込書

長井市空き家バンク実施規程第9条第1項の規定により、長井市空き家バンクの利用を申し込みます。

1 申込者情報

住 所	
電 話 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	
物件の情報提供※	☐ 希望する ☐ 希望しない
同 居 予 定 人 数	大 人： 名 子 ども： 名（18歳以下）

※空き家バンクに登録された新規物件が申込内容の条件と合う場合の情報提供

2 申込内容

希 望 物 件	
希 望 条 件	購 入：_____円 / 賃 貸：_____円 面 積：_____㎡（_____坪） 間 取：_____ 駐 車 場：_____台（小屋・農地） その他：（_____）
申 し 込 み 理 由	☐ 定住 ☐ 創業（_____業） ☐ 就農 ☐ その他（_____）

誓約書

長井市長 様

私は、長井市空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）の利用希望者登録申込みに当たり、以下について誓約いたします。

- （１）長井市空き家バンク実施規程（以下「規程」という。）に定める制度の趣旨等を理解した上で、空き家バンク利用希望者登録申込書（以下「申込書」という。）を提出いたします。
- （２）申込書記載事項に偽りはなく、規程第9条第2項の規定に該当する者であり、空家等を利用する際は、その要件を遵守します。
- （３）空き家バンクの利用希望者登録を通じて得られた情報については、私自身が利用する目的に従って利用し、決して他の目的に使用いたしません。
- （４）空き家の所有者等に情報提供すること並びに関係者による実態調査及び分析等を受けることについても同意します。
- （５）今後、取得又は賃借した空家等に居住する際は、居住者一同長井市の生活文化、自然環境等への理解を深め、自治会に加入し、居住者としての自覚を持ち、良き地域住民の一員となるよう努めます。

年 月 日

住所

氏名

別記様式第6号（第10条関係）

年 月 日

長井市長 様

協力事業者 住 所
氏 名
電話番号

長井市空き家バンク交渉結果報告書

長井市空き家バンク登録物件の交渉について、長井市空き家バンク実施規程
第10条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 登 録 番 号	
2 物件登録者名	
3 利 用 者 名	
4 利用者住所	
5 契 約 内 容	☐ 売却 ☐ 賃貸
6 契 約 金 額	
7 契 約 締 結 日	
8 特 記 事 項	